

福井県リサイクル製品認定制度 認定条件・申請書類チェックリスト

○認定条件

次に掲げる要件をすべて満たす製品が認定対象となります。

☐	1. 主として県内で発生する再生資源を利用し、県内で製造されるものであること。
☐	2. その普及が廃棄物の減量化・リサイクルに大きな効果を有すると認められること。
☐	3. 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されること。
☐	4. 申請時に既に県内で販売されているか、申請から 6 か月以内に県内で販売されることが確実であること。
☐	5. 認定基準（下表参照）に適合していること。

福井県リサイクル製品認定基準

区 分	認定基準等
安全性への配慮	次のア、イを満たす安全性に配慮したものであること。 ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 イ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。 ただし、「燃え殻・ばいじん（木質バイオマスボイラーにより発生したものに限る）を再生資源とした盛土材等」または「無機性汚泥を再生資源とした埋戻材等」については、ウ、エの基準も満たすこと。 ウ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく「土壌含有量基準」に適合していること。 エ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。
規格等	次のいずれかの規格に適合していること、またはこれに準じていること。 ア 日本産業規格（JIS） イ エコマーク認定基準 ウ 福井県土木工事共通仕様書（土木部）
その他	福井県リサイクル製品認定要綱 別紙「福井県リサイクル製品認定基準の品目ごとに定める再生資源の使用率」を満たしていること。

○認定申請書類

☐	1. 申請書（新規：様式第 1 号、更新：様式第 1－2 号）
☐	2. 製品の概要、規格、仕様書、製品一覧（製品名、規格、寸法、単価等）
☐	3. 申請者と製品製造者、製品販売者が異なる場合には取引関係を証するもの
☐	4. 当該製品パンフレット
☐	5. 当該製品の写真（写真データを E-mail で送付）
☐	6. 製造フロー図（再生資源の受入、保管から製品の完成、販売まで）
☐	7. 製造工程の写真
☐	8. 製造施設全体の図面（敷地および建物の全体配置図）
☐	9. 工場内の図面（各建物内の生産機器の配置・生産ラインの配置が分かる図面） ※ 1
☐	10. 主な生産機器に関する資料（機種名、規格・能力・構成が判る資料、構造図）
☐	11. 生産管理、品質管理方法
☐	12. 使用する再生資源の概要と使用割合等に関するもの （再生資源、発生場所、再生資源受入基準、再生資源購入契約書等）
☐	13. 再生資源の供給証明書や契約書
☐	14. 「土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）」に適合していることを証するもの
☐	15. 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく「土壌含有量基準」に適合していることを証するもの ※ 2
☐	16. ダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していることを証するもの ※ 2
☐	17. 製品の品質や性能に関する試験結果等製品の強度試験等の試験結果
☐	18. JIS 規格、エコマーク認定基準、公的な機関が定めた規格等に適合していることを証するもの
☐	19. 公害防止規定（ISO14001、公害防止協定または社内規格がある場合はその写し）
☐	20. 主な販売先および使用先一覧
☐	21. 過去 3 年間分の販売実績（申請時に販売実績がある製品の場合） 製品販売確約書（申請時に販売実績がない製品の場合）
☐	22. 施工事例（事業名、発注者名、施工場所、施工時期、施工数量等）
☐	23. その他製品に応じて申請に必要な資料（各種法律に基づく許可、届出の写し）
☐	24. 会社案内
☐	25. 会社定款、登記簿謄本またはこれに準じる規約等の写し
☐	26. 当該製品の見本
☐	27. 福井県リサイクル製品認定制度 認定条件・申請書類チェックリスト（確認後のもの）

※ 1 生産ラインに破砕機が含まれる場合、原動機の定格出力が分かる資料が必要です。

※ 2 再生資源が「燃え殻・ばいじん（木質バイオマスボイラーにより発生したものに限る）」または「無機性汚泥」の場合のみ提出してください。